

請 負 契 約 書

島根県（以下「発注者」という。）と〇〇〇〇（以下「受注者」という。）とは、総務課執務室内什器等調達の請負について次のとおり契約を締結する。

（契約の要項）

第1条 この契約の要項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 件 名 総務課執務室内什器等調達業務
- (2) 業務内容 別紙「総務課執務室内什器等調達 仕様書」のとおり
- (3) 契約金額 金〇〇〇〇〇円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額〇〇〇〇〇円
- (4) 履行期限 令和7年1月17日
- (5) 実施場所 島根県総務部総務課執務室
- (6) 契約保証金

(A) 免除
(B) 〇〇〇〇円

（完了通知）

第2条 受注者は、業務完了しようとするときは、書面によりその旨を発注者に通知しなければならない。

（検査）

第3条 発注者は、前条の通知を受けた日から10日以内に受注者の立会いのもとに検査を行わなければならない。

- 2 受注者は、前項の検査の結果、不良品又は不良箇所があるときは、発注者の指定する期日までに不良品又は不良箇所を補修、代替物の引き渡し、改造等対応しなければならない。この場合においては、前条及び前項の規定を準用する。
- 3 業務の履行は、発注者の検査終了と同時に完了するものとする。

（危険負担）

第4条 第3条第3項の引き渡し前に生じた物品の滅失、棄損、変質その他一切の損害は、発注者の責めに帰すべき事由により生じたものを除き、すべて受注者の負担とする。

（契約不適合責任）

第5条 発注者は、契約の履行後、契約の内容に適合しない状態（以下「契約不適合」という。）があるときは、受注者に対し、その修補、代替物の引渡し、不足物の引渡しによる履行の追完の請求（以下「追完請求」という。）をすることができる。この場合において、受注者は発注者の指定する方法により履行の追完をしなければならない。

- 2 前項に規定する場合において、発注者は、同項に規定する追完請求に代え、又は追完請求とともに、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができる。ただし、損害賠償の請求は、契約不適合が受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときはすることができない。

- 3 第1項に規定する場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。この場合において代金の減額の割合は履行完了日を基準とする。
- 4 追完請求、前項に規定する代金の減額の請求（以下「代金減額請求」という。）、損害賠償の請求及び契約の解除は、契約不適合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときはすることはできない。
- 5 発注者が契約不適合（数量に関する契約不適合を除く。）を知ったときから1年以内にその旨を受注者に通知しないときは、発注者は、その不適合を理由として、追完請求、代金減額請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、受注者が引渡しの際にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

（支払）

第6条 発注者は、検査を完了し、履行されたことを確認した後、受注者の適法な請求書を受領したときは、30日以内に受注者に契約金額を支払うものとする。

（遅延賠償金）

第7条 受注者は、正当な理由によらないで履行期限又は第3条第2項の規定により指定した期日までに業務を履行しないときは、履行期限又は第3条第2項の規定により指定した期日の翌日から業務完了する日までの日数に応じ、履行未済部分に相当する金額に対し年2.5パーセント（政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき定められる政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率が改正された場合は、当該改正された後の率。次項及び第3項において同じ。）を乗じて計算した遅延賠償金を発注者に支払わなければならない。

- 2 発注者は、正当な理由によらないで前条に規定する期間（以下「約定期間」という。）内に契約金額を支払わなかった場合は、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、未支払金額に対し年2.5パーセントを乗じて計算した遅延利息を受注者に支払わなければならない。
- 3 発注者が第3条第1項に規定する期間内に検査をしない場合において、当該期間満了の日の翌日から検査をした日までの期間（以下「遅延期間」という。）の日数が約定期間の日数に満たないときは、約定期間の日数から遅延期間の日数を差し引くものとし、遅延期間の日数が約定期間の日数を越えるときは、約定期間は満了したものとみなし、発注者は、その超える日数に応じ、未支払金額に対し年2.5パーセントを乗じて計算した遅延利息を受注者に支払わなければならない。

（履行期限の延長）

第8条 受注者は、天災その他受注者の責に帰することができない理由により履行期限までに業務の履行ができないときは、その旨を発注者に申出なければならない。

- 2 発注者は、前項の申出を正当と認めるときは、履行期限を延長すること

ができる。この場合においては、前条の遅延賠償金は免除するものとする。
(契約の解除)

第9条 発注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、何らの催告をすることなく、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 受注者が、発注者の承認を得ないで、債務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせたとき
- (2) 受注者が、履行期限内又は履行期限経過後相当の期間内に債務の全部又は一部の履行をする見込みがないと認められるとき
- (3) 受注者が、債務の全部又は一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき
- (4) 受注者又はその代理人若しくは使用人が、監督員、検査員その他の職員の指示に従わず、若しくはその職務の執行を妨げ、又は詐欺その他の不正の行為をしたとき
- (5) 受注者がこの契約に違反し、発注者が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、その違反を是正しないとき
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、契約の目的を達することができないと認められるとき
- (7) 受注者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させているとき

2 発注者は、前項の規定により契約を解除したときは、その既済部分又は既納部分に対して相当と認める金額を支払うことができる。

(違約金)

※第1条第6号(契約保証金)で(A)を用いる場合

第10条 受注者は、前条の規定によりこの契約が解除されたときは、契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として発注者に支払わなければならない。ただし、受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

2 発注者は、前条の規定により、契約を解除した場合において、前項に規定する違約金を超える損害が生じたときは、その超える金額を受注者に請求することができる。

※第1条第6号(契約保証金)で(B)を用いる場合

第10条 受注者は、前条の規定によりこの契約が解除されたときは、契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として発注者に支払わなければならない。ただし、受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- 2 発注者は、第1条第6号の契約保証金を前項の違約金に充当することができる。
- 3 発注者は、前条の規定により、契約を解除した場合において、第1項に規定する違約金を超える損害が生じたときは、その超える金額を受注者に請求することができる。

(権利の譲渡等)

第11条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(費用負担)

第12条 この契約の締結に要する費用及び業務の履行に付随する費用は、受注者の負担とする。

(協議)

第13条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、発注者と受注者とが協議してこれを定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、発注者及び受注者が両者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 6年 月 日

発注者 島根県松江市殿町1番地
島根県
島根県知事 丸山 達也

受注者

暴力団排除に係る特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、島根県暴力団排除条例(平成 22 年島根県条例第 49 号)の基本理念に基づき、この特記事項が添付される契約(以下「本契約」という。)及びこの特記事項を守らなければならない。

(下請等からの排除)

第2 受注者は、本契約に係る業務の下請又は再委託(受注者が直接又は間接に指揮監督を行うべきもので、数次の下請又は再委託を含む。)に暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者(以下「暴力団等」という。)を関与させてはならない。

(契約解除)

第3 発注者は、受注者又は本契約の下請負人が島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱(平成 23 年島根県告示第 454 号)第4条第1項の規定により入札等排除措置対象者に指定された場合は、本契約を解除するものとする。

(不当介入等への対応)

第4 受注者は、本契約の履行に当たって暴力団等から不当介入又は下請等への参入の不当要求(以下「不当介入等」という。)を受けたときは、発注者に報告するとともに警察に通報しなければならない。

(2) 受注者は、本契約の下請負人が不当介入等を受けたときは、当該下請負人が直ちに警察に通報するとともに受注者に報告するよう指導を行わなければならない。

(3) 受注者は、不当介入等を受けたことにより履行遅延等が生じるおそれがある場合は、発注者と協議しなければならない。

(4) 不当介入等を受けた受注者又は下請負人が、上記(1)又は(2)の報告及び通報を怠ったと認められるときは、発注者は受注者に対して、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。